

商品概要説明書

普通貯金

(平成27年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・普通貯金
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算 ・個人の場合は20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税、法人の場合は総合課税となります。 ※平成49年12月31日までの適応となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際には当組合およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
8. 付加できる特約事項	・個人の場合は総合口座による当座貸越ができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ・個人の場合はマル優 (障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	—
10. 貯金 (預金) 保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当組合本支店 (所) または金融部 (電話: 048-561-6911) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県JAバンク相談所 (電話: 048-823-7231) でも、苦情等を受け付けております。

<p>1 1 . 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p>	<p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または埼玉県 J Aバンク相談所にお申し出ください。 埼玉県弁護士会示談あっせん・仲裁センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記埼玉県 J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>1 2 . その他参考と なる事項</p>	<p>・通帳に記帳していただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月20日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。</p>